

青森県報

第三千号

平成二十年
十月二十日
(月曜日)

目次

告 示

公共測量の実施……………(監理課) ……一
 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
 道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……三

収用委員会

公示送達……………(監理課) ……三

告

示

青森県告示第六百八十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森県土地改良事業団体連合会

二 測量の種類

公共測量(水士里情報利活用促進事業におけるデジタルオルソ画像作成)

三 測量の期間

平成二十年九月二十四日から平成二十一年三月十日まで

四 測量の地域

- 平川市 風間浦村
- 大鰐町 佐井村
- 深浦町 三沢市
- 鱒ヶ沢町 六ヶ所村
- 西目屋村 東北町
- 五所川原市 七戸町
- つがる市 六戸町
- 鶴田町 十和田市
- 板柳町 五戸町
- 中泊町 三戸町
- 蓬田村 田子町
- 外ヶ浜町 階上町
- 今別町 南部町
- 平内町 新郷村
- 野辺地町
- 横浜町
- 東通村

青森県告示第六百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十一月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間			変更別の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	後	七・七メートルから 一・六〇メートルまで	七八・四〇メートル	
			むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	後	八・〇〇メートルから 二・三〇メートルまで	七八・四〇メートル	八四・九〇メートル	

青森県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十一月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	むつ市大畑町正津川二〇の一から むつ市大畑町正津川二〇の一まで	平成二〇・一〇・一五

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
鱈ヶ沢町大字舞戸町字下富田六四の三五	宅地	四七七・三三三
鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜三二八の五	宅地	六三三・八二
むつ市川内町楡木六五の四	宅地	三〇〇・〇八
大間町大字大間平二〇の一三二	宅地	六三六・七〇
八戸市大字湊町字大沢三二の一	宅地	二、四五〇・一三三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タッケン
五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の
青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十年十一月十日 午前九時から
平成二十年十一月十九日 午後五時(必着)まで
土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十年十一月二十八日 午前十時から
開札は物件番号順に順次行つ。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行つので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森港運株式会社

二 代表者の氏名 渡邊 昭治

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻三七の六九五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九一三八号

五 取消年月日 平成二十年九月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることができなないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行つ。

平成二十年十月二十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十年十月九日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているが、いつまでもその交付を受けることができません。

四 その他

一の裁決書は、平成二十年十一月五日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
太 田 洋 子	住所不明（年月日不詳職権消除） ただし、職権消除のときの戸籍の附票の住所 神奈川県川崎市多摩区登戸新町2 1 6 番地
山 谷 憲 一	住所不明（平成14年9月3日職権消除） ただし、職権消除のときの戸籍の附票の住所 青森県南津軽郡大鰐町大字島田字ソバコ沢1 0 番地

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭